

奈良県告示第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十六年三月十九日県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業月ヶ瀬桃香野地区フカタバラバラ工区）の換地処分をした。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾